

公 募 公 告

令和7年2月6日

支出負担行為担当官
個人情報保護委員会事務局総務課長
佐々木 克之

記

1. 公募要件

個人情報保護委員会における一般乗用旅客自動車（タクシー）の供給契約

2. 公募に参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (4) 個人情報保護委員会事務局における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 本件に関する参加条件を全て満たしている者であること。
 - ① 特別区・武三交通圏の認可法人であること。
 - ② 24時間配車可能な車両を1,200台以上保有していること。
 - ③ 各社における乗車券を用意できること。
 - ④ ③の乗車券の使用による手数料がかからないこと。
 - ⑤ 月毎の支払いが可能なこと。
 - ⑥ 接客態度、運転技術に優れ、安全且つ的確に目的地まで運行できること。

3. 参加要領の提出資料等

- (1) 参加申請書（別紙）
- (2) 上記2-(5) ①～⑥を確認可能な資料（コピー可）
- (3) 見積書

※ 参加する者は参加申請書の提出をもって暴力団排除に関する誓約事項（別添）に誓約したものとする。代理人をして参加した場合においても同様とする。

4. 参加申請書の交付場所及び提出期限等

- (1) 交付場所 東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館32階
個人情報保護委員会事務局総務課会計係

(2) 提出期限等

期限：令和7年2月25日（火）正午まで

場所：交付場所と同所

5. 契約者の決定方法

必要書類を提出期限までに提出し、上記2.に掲げた条件を満たす全ての者と契約する。

ただし、契約締結はするが使用を確約するものではない。

審査結果は、令和7年3月3日（月）までに参加申請のあった全者に連絡する。

6. 必要書類の無効等

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の申込書等は無効とする。

7. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 本件は、令和7年4月1日以前に令和7年度予算が成立しない場合には、契約の中止等を行うこともある。その場合、事前準備により発生した経費その他の費用等は負担しない。

8. 本公告に関する問い合わせ先

個人情報保護委員会事務局総務課会計係 八島、宇井

東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館32階

T E L 03-6457-9619（直通）

(別紙)

参 加 申 請 書

公募公告における必要条件を満たし、以下のとおり履行できることを証明いたします。

件名：個人情報保護委員会における一般乗用旅客自動車（タクシー）の供給契約

令和 年 月 日

会 社 名

住 所

代表者名

1. 特別区・武三交通圏の認可法人であること。
2. 24時間配車可能な車両を1,200台以上保有していること。
3. 各社における乗車券を用意できること。
4. 3の乗車券の使用による手数料がかからないこと。
5. 月毎の支払いが可能なこと。
6. 接客態度、運転技術に優れ、安全且つ的確に目的地まで運行できること。

注：上記各項目について各々確認可能な資料を別途添付すること。

なお、本業務に関する担当者は下記のとおりです。

(担当者)

- ① 所属・役職
- ② 担当者氏名
- ③ 電話番号
- ④ F A X 番号
- ⑤ メールアドレス

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職（庁）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。